

(再評価)

資料2-6-①
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成24年度第3回)

相模川 総合水系環境整備事業

平成24年9月18日
国土交通省 関東地方整備局

相模川総合水系環境整備事業

再評価資料

目 次

1.	相模川流域の概要	1
2.	事業の目的	2
3.	事業の概要	3
4.	費用対効果の分析	6
5.	評価の視点（再評価）	10
6.	県への意見聴取	11
7.	今後の対応方針（原案）	11

1. 相模川流域の概要

- 相模川は、山中湖から笹子川、葛野川などの支川を合わせ、山梨県の東部を東に流れて神奈川県に入り、中津川などの支川を合わせて相模湾に注ぐ一級河川です。直轄管理区間は、河口から6.6kmの範囲です。
- 流域は山梨県、神奈川県、東京都の2県14市4町6村にまたがり、山地等が約81%、水田や畑地等の農地が約8%、宅地等の市街地が約11%となっており、下流部の厚木市等の市街地化された地域に人口が集中しています。
- 下流部は、グラウンドや公園等が整備され、スポーツやレクリエーション、憩いの場等として利用されています。



相模川の利用状況



環境学習（水辺の楽校）



高水敷利用（お花畑）



高水敷利用（グラウンド）

- 流域面積 : 1680km²
- 流域自治体 : 平塚市、寒川町、茅ヶ崎市等(14市4町6村)
- 流路延長 : 113km
- 流域人口 : 約128万人 (※平成17年国勢調査に基づく算定値)

2. 事業の目的

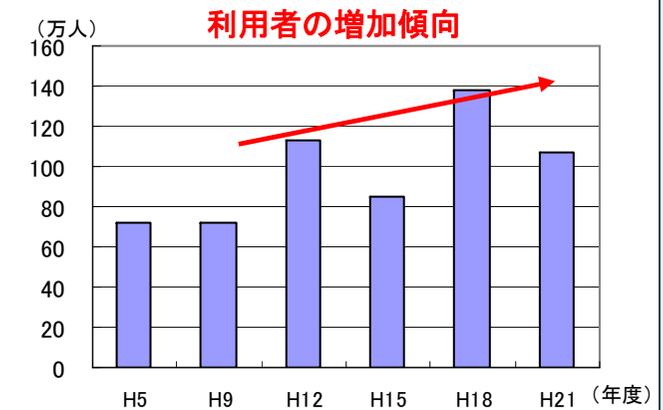
- ・相模川下流部の直轄管理区間は市街地を流れ、グラウンドや水辺の楽校等が整備され、多くの人に利用されています(年間利用者数約107万人(※H21年度調査))。
- ・しかし、連続性をもった通路の整備や水際へのアクセス路が少ないことから、親水性や環境学習利用にも配慮した河川環境の整備等が望まれています。
- ・環境整備事業による水辺空間の整備として、自治体等と連携し、地域の交流拠点としての一体的な河川利用空間の形成を図ります。

【相模川の整備に対する期待や要望】

- ・自然を皆が楽しめる環境を望みます。
- ・バリアフリーに考慮して頂きたい。
- ・自然につきあえる場の整備は絶対に必要です。
- ・散策路の整備を早急をお願いします。
- ・散策路にもっと力を入れてほしい。
- ・川の岸辺を通して散策できるようになればと思う。
- ・サイクリングロードを作ってほしい。

(H19相模川住民アンケート調査)

相模川の利用者傾向



※出典：河川水辺の国勢調査・河川空間利用実態調査

整備前の環境



歩きにくい



水際に近づきにくい



河川敷へ移動しづらい

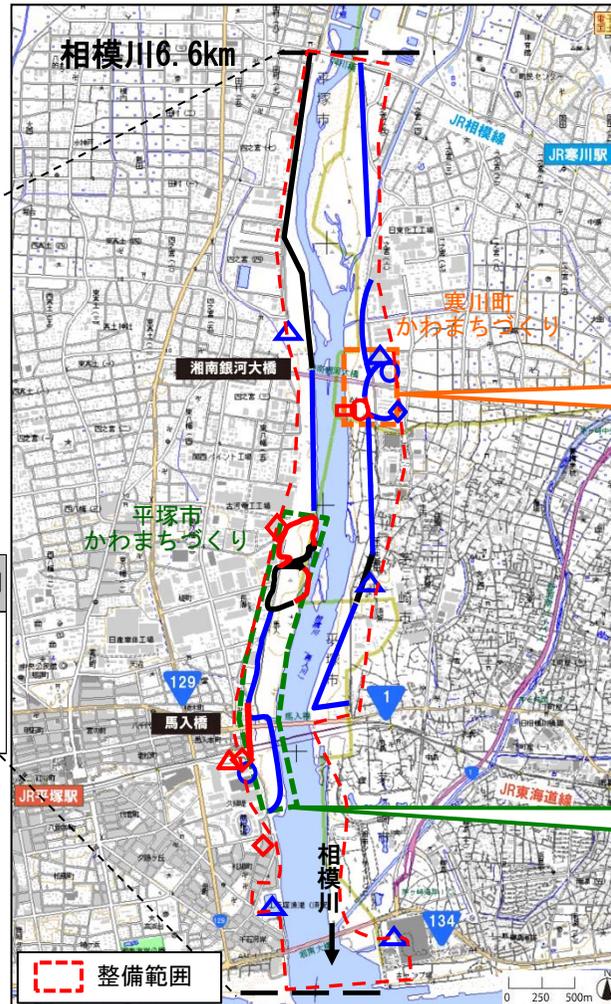
3. 事業の概要 (1)

・河川空間とまち空間の融合が図られた良好な河川空間形成を目指す「かわまちづくり」計画に基づき自治体等と連携した環境整備を図る。

【全体工程表】

事業名	事業区分	今回評価										
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
相模川総合水系環境整備事業	水辺整備											

【事業実施位置図】



相模川総合水系環境整備事業
主な整備箇所①



主な整備箇所②



【整備内容】

事業区分	事業内容	数量		事業期間
		単位	全体計画 H24年度末	
水辺整備事業	河川管理用通路	km	6.7 1.2	H20-H29
	階段	箇所	4 3	
	側帯盛土	箇所	6 1	
	坂路	箇所	3 1	
	親水護岸	箇所	1 H22完	

凡例	
整備予定箇所	
河川管理用通路	赤:平成20年度以降の整備箇所
階段	青:平成25年度以降の整備予定
側帯盛土	黒:既存施設
坂路	
親水護岸	

3. 事業の概要 (2)

前回事業評価以降(H24年度まで)の主な整備状況

主な整備箇所①
寒川町
かわまちづくり



整備内容

- 河川管理用通路 
- 階段 
- 側帯盛土 
- 坂路 
- 親水護岸 

凡例

- 赤: 平成20年度以降の整備箇所
- 青: 平成25年度以降の整備予定
- 黒: 既存施設



主な整備箇所②
平塚市
かわまちづくり



3. 事業の概要（水辺整備）

①河川管理用通路・坂路

円滑な河川維持管理が可能となるとともに、安全な水辺へのアクセス路として活用できます。



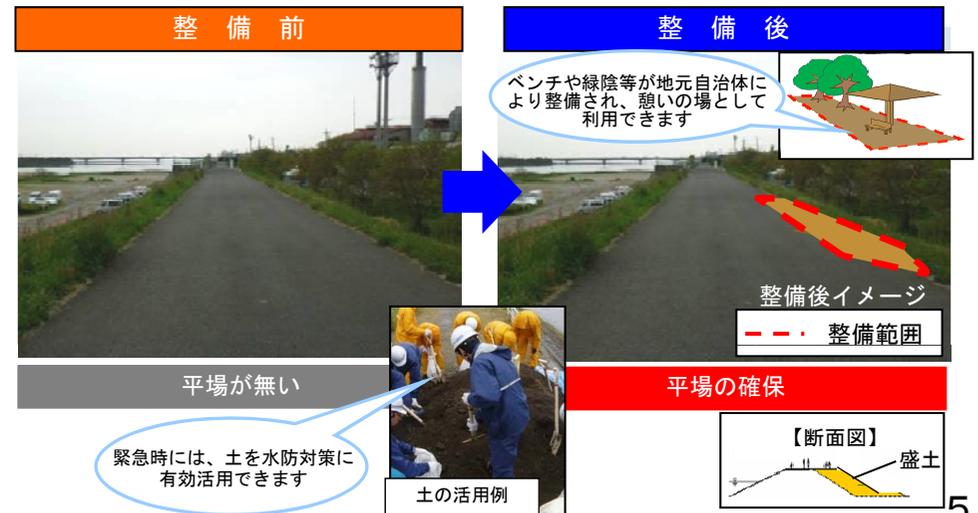
②親水護岸

水際の侵食を防止し、水辺へのアクセス性が向上します。



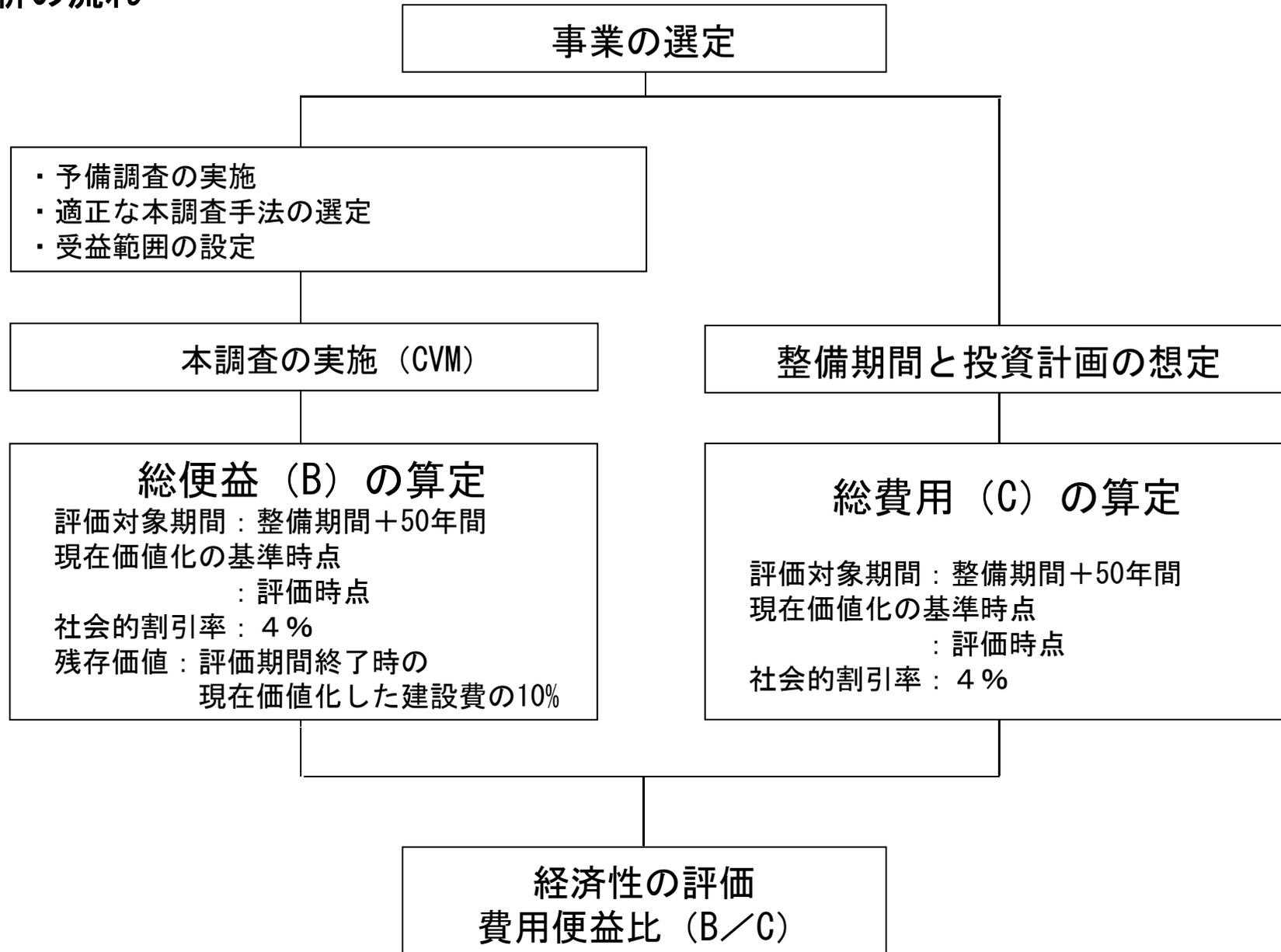
③側帯盛土

災害時には、水防活動への備蓄資材に活用が可能であり、平常時は憩いの場として利用できます。



4. 費用対効果の分析（1）

●分析の流れ



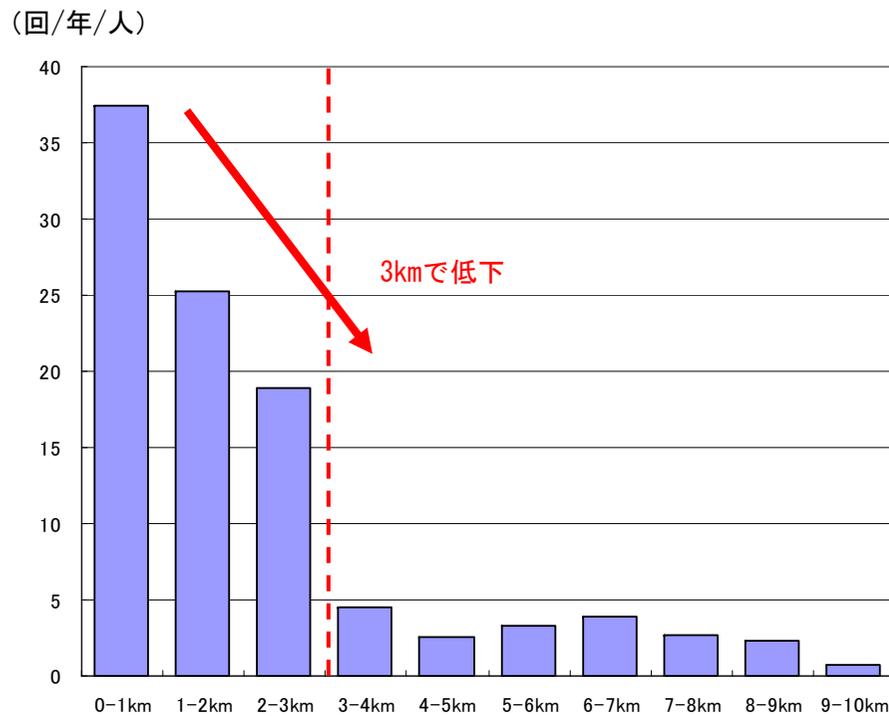
4. 費用対効果の分析（2）

● 受益範囲の設定

予備調査の結果、受益範囲は3kmに設定

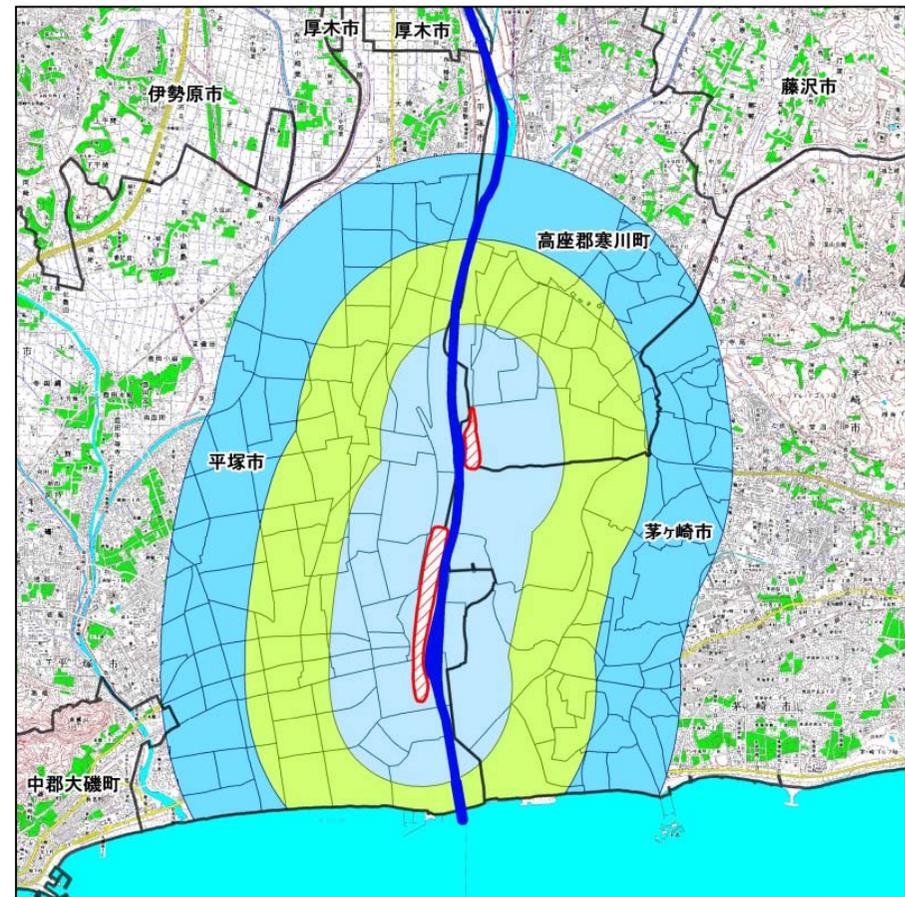
主な整備箇所から、10km範囲で予備調査を実施した結果、来訪頻度が3kmを越えると低下傾向でした。

【距離別の来訪頻度】



3 kmまでは来訪頻度が多い。

【受益範囲】



整備箇所からの距離

対象自治体: 2市2町

▨ 主な整備箇所

(平塚市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町)

1km 2km 3km

4. 費用対効果の分析 (3)

●B/Cの算定

◆総便益 (B)

- ・ 受益範囲の住民を対象としたCVMアンケートにより支払い意思額 (WTP) を把握。
- ・ WTPから年便益を求め、評価期間を考慮し、残存価値を付加して、総便益を算定。

◆総費用 (C)

- ・ 事業に係わる建設費と維持管理費を計上。

●支払い意思額 (WTP)

項目	水辺整備事業
評価時点	平成24年
評価期間	整備期間+50年間
受益範囲	来訪頻度の変化点である整備箇所から3km圏内
集計対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート配布数 2000票 ・ 有効回答数 303票 (58.4%)
WTP	334円/世帯/月

●費用便益比

項目	水辺整備事業
①建設費	10.1億円
②維持管理費	0.03億円
③総費用(C) (①+②)	10.1億円

※社会的割引率(4%)及びデフレーター(治水経済調査マニュアルH23年2月改訂版)を用いて現在価値化を行い費用を算定。

	水辺整備事業
総便益 (B)	67.4億円

※アンケート結果による支払い意思額に受益世帯数を乗じ、年便益を算定
 ※年便益に評価期間(50年)を考慮し、残存価値を付加して総便益を算定
 ※施設完成後の評価期間(50年)に対し、社会的割引率(4%)を用いて現在価値化を行い便益を算定
 ※残存価値は、評価終了時点における現在価値化した建設費の10%を計上

費用便益比	水辺整備事業
(B/C)	6.7

●相模川総合水系総合水環境整備事業の費用便益費(B/C)算定結果

$B/C = (\text{便益の現在価値費の合計} + \text{残存価値}) \div (\text{建設費の現在価値化の合計} + \text{維持管理費の現在価値化の合計}) = 68.8 \text{億円} / 10.1 \text{億円} = 6.8$

4. 費用対効果の分析（4）再評価

●費用対効果分析条件等の比較

- ◆総便益については、今回再評価の予備調査結果をもとに受益範囲を再確認
- ◆総費用については、主な変更点はない

●水辺整備

	前回（H19）新規事業採択時	今回（H24）再評価時	前回評価からの変化	変化及びその要因
工期	H20～H29	H20～H29	—	
B/C	7.5	6.7	0.89倍	総費用の変化
総便益（B）	68.6億円	67.4億円	0.98倍	
総費用（C）	9.2億円	10.1億円	1.10倍	建設デフレーター及び現在価値換算係数による変化
	<10.8億円>	<10.8億円>	1.00倍	

< > : 現在価値化前の建設費＋維持管理費

●総費用の変化要因

特になし

5. 評価の視点（再評価）

①事業の必要性等に関する視点（事業の投資効果）

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

相模川は、神奈川県民6割の水をおぎなう利水の川であるとともに、都市における貴重な水辺空間です。沿川の散策や高水敷利用等、多様な水辺利用に用いられていることから、今後も相模川において、誰もが安心して水辺や自然とふれあう事のできる施設整備の必要性はますます高まっています。

本事業を推進することにより、相模川の持つ水と緑豊かな河川環境への親しみが高まり、地元自治体や住民と河川空間がより身近なものとなると期待されることから、本事業の必要性は変わりなく事業投資効果が見込まれます。

2) 事業の投資効果

平成24年度評価時	B / C	B (億円)	C (億円)
相模川総合水系環境整備事業	6. 7	67. 4	10. 1

②事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点

- ・ 関連自治体と連携して進めている「かわまちづくり」登録箇所の進捗率が現在約46%（事業費）であるとともに、事業範囲は地元自治体からも河川環境整備の促進の要望を受けており、地元自治体と調整を図りながら整備を進めていきます。
- ・ 今後も事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、自治体と施工区分や維持管理等の確認を行うとともに、地元との調整を十分に行い実施します。

③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

新技術の採用や新たなコスト縮減の可能性を探りつつ、総コストの縮減を図ります。また、各施設の効率的・効果的な運用方法を検討し、資材の再利用、耐久性の高い素材の活用等を採用するなど維持管理におけるコスト縮減を図ります。

6. 再評価における都道府県・政令市への意見聴取

- ・再評価における都道府県の意見は下記のとおり。

都道府県・政令市	再評価における意見
神奈川県	<p>相模川直轄管理区間は、平塚市、茅ヶ崎市、寒川町といった市街化が著しい地域であり、市街地における非常に貴重な水辺空間であることから、本県において環境整備の重要性が非常に高い河川である。</p> <p>相模川直轄管理区間の河川敷では、春にはポピーが、秋にはコスモスが咲き、散策などで利用する人々が多いことから「対応方針（原案）」案のとおり、事業を継続し、積極的に推進されたい。</p> <p>また、今後も引き続き、本県及び関係市町村と十分な調整をしていただくとともに、コスト縮減の徹底など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</p>

7. 今後の対応方針（原案）

- ・相模川は、都市における貴重な水辺空間であり、多様な水辺利用を楽しめる空間です。沿川自治体から河川環境整備の促進要望も高く、地域の交流拠点としての相模川の環境づくりに向けて一体的な河川利用空間の形成を行うため、自治体と調整を図りながら、引き続き事業を進めていく必要があります。
- ・本事業については、継続が妥当と考えられます。